

### 「ご利用ください」 地球温暖化防止設備導入助成制度

区では地球温暖化防止のため、「地球温暖化防止設備導入助成制度」を設けて、区内の建物に省エネ設備等を導入する所有者に対して、助成金を交付しています。なお、助成を受ける

には、着工前に申請が必要となります。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

**【助成対象工事等】**左表のとおり

**【問合せ】**環境保全課環境管理担当 05608-6207

助成対象工事	助成率	助成限度額
太陽光発電システム	1kWあたり5万円または工事費用の1/2のいずれか少ない額	25万円 *分譲集合住宅は50万円
太陽熱利用システム	工事に要する経費の10%	10万円 *分譲集合住宅は25万円
遮熱塗装		20万円 *分譲集合住宅は50万円
建築物断熱改修		40万円 *分譲集合住宅は100万円
燃料電池発電給湯器		5万円
家庭用蓄電システム		10万円
事業用小規模燃焼機器・空調機器・照明機器		各20万円
家庭用直管型LED照明器具	工事に要する経費の1/2	5万円

- ① いずれも、10万円以上の工事が対象となります。ただし、「家庭用直管型LED照明器具」については、1万円以上の工事が対象となります。
- ② 建物を新築する場合については、「太陽光発電システム」・「太陽熱利用システム」・「燃料電池発電給湯器」・「家庭用蓄電システム」のみ対象となります。
- ③ 見積りは、複数の業者に依頼することをお勧めします。なお、契約を急がせる業者には、特にご注意ください。

### 「住宅を提供して下さる方を募集します」 高齢者借上げ住宅

高齢者借上げ住宅とは、区が民間賃貸住宅を家主から借り上げ、高齢者に提供する住宅のことです。区との賃貸借契約のため、家賃等を滞納されることはありません。この住宅を区に提供して下さる方を募集します。

**【募集住宅】**昭和56年6月以降に着工または平成27年10月末までに完成見込みで、区内にある民間賃貸住宅「募集戸数」6戸程度

**【設備の要件】**▼2階以上の場合、エレベーターを設置 ▼原則として、各住戸の専有面積が25㎡以上 ▼原則として、台所・トイレ・浴室を各住戸に設置

\*ほかにも要件あり「申込み」4月30日までに直接、住宅課高齢者住宅担当(区役所9階) 05608-6214へ

### 「たくさん催しを用意して、お待ちしております」 緑と花の学習園の「みどりの日」イベント

**【とき】**5月4日(祝) \*雨天  
決行【キャンセル】緑と花の学習園  
(文花2-12-17) **【催し名対 象・定員など】**左表のとおり【問合せ】環境保全課緑化推進担当 05608-6208

催し名	実施時間	対象・定員・費用・持ち物・申込み
区の花「ツツジ」の無料配布	午前10時～ *なくなり次第終了	<b>【対象】</b> 区内在住在勤在学の方 <b>【定員】</b> 先着50人 *1人1鉢 <b>【持ち物】</b> 持ち帰りの袋 <b>【申込み】</b> 当日直接会場へ
「ひろげよう! つなげよう!」緑のカーテン作りと土の再生講習会	▶午前10時～ ▶午前11時～ ▶午後1時半～ *いずれも30分程度	<b>【対象】</b> 区内在住在勤在学の方 <b>【定員】</b> 各先着10人 <b>【費用】</b> 無料 <b>【持ち物】</b> つる性植物の苗を持ち帰るための袋 *つる性植物の苗はプレゼント <b>【申込み】</b> 4月13日午前9時から電話で問合せ先へ
緑化相談「木のお医者さん」に聞いてみよう	▶午前10時～正午 ▶午後1時～3時	<b>【費用】</b> 無料 <b>【申込み】</b> 当日直接会場へ
「小さな癒し」毛糸の苔玉づくり講習会	▶午前10時半～ ▶午後1時～ *いずれも30分程度	<b>【定員】</b> 各先着10人 <b>【費用】</b> 無料 <b>【持ち物】</b> 苔玉を持ち帰るための袋 <b>【申込み】</b> 当日直接会場へ
「見て、学んで、楽しめる!」樹木ウォッチング	▶午前11時～ ▶午前11時半～ ▶午後1時半～ ▶午後2時～ *いずれも30分程度	<b>【定員】</b> 各先着10人 <b>【費用】</b> 無料 <b>【持ち物】</b> 花苗を持ち帰るための袋 *花苗はプレゼント <b>【申込み】</b> 当日直接会場へ *雨天中止
和の箱庭づくり講習会	▶午前11時～ ▶午後1時半～ *いずれも1時間程度	<b>【対象】</b> 区内在住在勤在学の方 <b>【定員】</b> 各先着7人 <b>【費用】</b> 各2000円程度(容器・花苗代) <b>【持ち物】</b> ピンセット、手袋、寄せ植えを持ち帰るための袋 <b>【申込み】</b> 4月13日午前9時から電話で問合せ先へ

### 「個店の出店や店舗改装等に関する費用の助成が受けられます」 魅力ある個店づくり整備促進支援事業補助金

区では、国の補助事業(創業・第二創業促進補助金)「小規模事業者持続化補助金」の採択を受け、区内の特定地域で新規出店や店舗改装を行う方に対し、費用の一部を補助します。

**【対象補助額等】**下表のとおり

**【問合せ】**産業経済課産業振興担当 05608-6186 \*申込み等、詳細は問合せ先へ

対象	対象経費	補助額
「創業・第二創業促進補助金」の採択を受け、新規出店を行う創業者	店舗借入費、設備費等	補助対象経費の1/6(最大50万円)
「小規模事業者持続化補助金」の採択を受け、店舗改装事業等を行う小規模事業者	店舗改装費等	補助対象経費の1/6(最大12万5000円)

### 「ぜひ、ご参加ください」 すみだ環境ふれあい館の催し

**■雨の絵本ひろば「動くこいのぼりを作る!」**

**【とき】**4月19日(日)午後1時半～3時**【内容】**絵本の読み聞かせ、身近な材料を使った「動くこいのぼり」作り**【定員】**先着20人**【費用】**無料

**■よりどりみどりのプログラム(全2回)**

**【とき】**4月25日(土)・26日(日)午後1時半～3時半**【内容】**夏みかんの収穫、果実と皮を使ったお菓子作り**【定員】**先着15人**【費用】**100円(食材費) **【持ち物】**エプロン \*申込みは4月18日まで \*汚れても構わない動きやすい服装で参加

**【キャンセル】**すみだ環境ふれあい館(文花1-32-9) **【対象】**区内在住在勤在学の方 \*小学校3年生以下は保護者の同伴が必要**【申込み】**事前に催し名、参加者全員の氏名・年齢、代表者の電話番号を直接または電話、Eメールで、すみだ環境ふれあい館 03611-6355・kankyou-fureaikan@song.ocn.ne.jpへ \*受付は午前10時～午後5時(月・水曜日を除く) \*当日、空きがあれば会場でも申込み可

### 「販路拡張の取組を支援します」 区内生産品等販路拡張事業補助金

区では、区内生産品等の販路拡張を目的に見本市や展示会等へ参加する中小企業団体に対し、出展経費の一部を補助しています。

独自製品や優れた加工技術の情報を発信する際に、ぜひ、ご利用ください。

**【対象】**区内に事業所を有する中小企業5社以上で構成される団体 **【補助率】**2分の1 **【限度額】**85万円 **【問合せ】**産業経済課産業振興担当 05608-6186

**昭和初期の風情を伝える「旧小山家の五月人形展」**

**【とき】**4月16日(木)～5月12日(火)午後0時半～4時半**【ところ】**立花大正民家園 旧小山家住宅(立花6-13-17) **【入場料】**無料**【申込み】**期間中、直接会場へ **【問合せ】**すみだ郷土文化資料館 05619-7034

**すみだ郷土文化資料館の地元ボランティアによる展示解説**

**【とき】**▶個人=第2・第3日曜日午後1時～4時**【申込み】**▶個人=当日直接会場へ ▶団体(20人以上)=展示解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ**【問合せ】**すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) 05619-7034



**保険料額の通知書等をお送りします  
後期高齢者医療制度**

**■普通徴収(納付書または口座振替での納付)の方**

「暫定保険料額決定通知書」と4月～6月の納付書(口座振替の方には通知書のみ)を今月中旬にお送りします。4月～6月の保険料額は、25年中の所得等に基づき計算をした金額になっています。

なお、7月以降の保険料額は26年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。

**■公的年金からの特別徴収の方**

4月・6月・8月に公的年金から特別徴収する保険料額について、▼4月から特別徴収が開始されています。

▼すでに特別徴収をされている方、6月から保険料額が変更になる方 に対し、「特別徴収(仮徴収)額決定通知書」をお送りします。ただし、2月の保険料額と4月・6月・8月の保険料額が同額の方については、通知書をお送りしません。

なお、10月以降の保険料額は、平成26年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。



**介護保険料等が決定しました  
介護保険制度**

**■高齢者福祉総合計画等の策定**

平成27年度～29年度の区の高齢者福祉施策の方向性や事業内容を示した「墨田区高齢者福祉総合計画」と「第6期介護保険事業計画」を一体的に策定しました。この計画は高齢者福祉課(区役所4階)、区階)、介護保険課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階)、区ホームページでご覧になれます。

**■介護保険料の決定**

27年度～29年度の第1号被保険者の所得段階と介護保険料は、下表のとおりです。今回策定した事業計画において、高齢者(特に75歳以上の方)人口の増加等により介護保険給付費などの総額が毎年10億円以上増加することが見込まれたことや、介護保険制度改正等の影響を加味して試算したところ、保険料は上昇する見込みでした。しかし、介護給付費準備基金の一部を取り崩し、保険料の上昇抑制に努めた結果、今期の介護

保険料基準額は、前期と同額の月額5400円となりました。

**■27年度の保険料の「仮算定通知」**

27年度分の「介護保険料通知書(仮算定通知)」を、65歳以上のすべての方にお送りしました。公的年金からの特別徴収の方には、4月・6月・8月の保険料額、普通徴収(納付書または口座振替で納付)の方には、4月～6月分の保険料額をお知らせしています。

今回お送りする保険料額は、26年度の住民税課税状況等を基に再計算した1年間分の保険料の「決定通知書」は、7月にお送りします。

▼計画について「介護保険管理・計画担当 ☎5608-6924」  
▼保険料について「介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937」



**平成27年度の受講生を募集します  
すすかけ大学(全9回)**

「とき・テーマ等」左表のとおり「すすかけ」すみだ女性センター(押上2-12-7-111) 定員先着30人「費用」無料「申込」事前に電話で、すみだ女性センター ☎5608-1771へ \*事前申込みによる1歳未満の子どもの一時保育あり(定員制)

とき	テーマなど
5月15日(金)午前10時～11時	開校式・オリエンテーション
5月22日(金)午前10時～正午	江戸260年間の平和社会の作り方と女性の政治(公開講座)
5月29日(金)午前10時～正午	北斎と応為「絵師が描く男女の暮らし」
6月5日(金)午前10時～正午	輝く未来の幸せレシピ! わかりやすい社会保障制度
6月12日(金)午前10時～正午	2つの『赤毛のアン』花子とモンゴメリ(公開講座)
6月17日(水)午前10時～正午	女の脳と男の脳「脳の性差はいつつくられる?」
6月26日(金)午前10時～正午	お互いを大切に! ハッピーコミュニケーション
7月3日(金)午前10時～正午	かっこよく切り抜ける! スマートコミュニケーション
7月10日(金)午前10時～11時	修了式

●公開講座には、すすかけ大学受講生以外の方も参加することができます。  
●とき・テーマなどは変更する場合があります。



**4月1日から変わりました  
特別養護老人ホームへの入所資格**

介護保険法等の改正により、4月1日から新たに特別養護老人ホームへ入所する方は、原則として要介護3以上の方に限定されます。ただし、要介護1または要介護2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著

しく困難と認められる場合は、特例的に入所が認められる場合があります。なお、入所の順番は区の入所判定基準に基づき、必要性のより高い方が優先となります。

▼問合せ 高齢者福祉課相談係 ☎5608-6171

**■第1号被保険者の介護保険料(27年度～29年度)**

所得段階	対象	年額保険料
第1段階	▶生活保護を受給している方 ▶老齢福祉年金を受給している、世帯全員が住民税非課税の方 ▶「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方 ▶世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	3万2400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 4万500円
第3段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	4万8600円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯員に住民税課税者がいる方	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 5万6700円
第5段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	6万4800円(基準額)
第6段階	本人が住民税を課税されている方	本人の合計所得金額が125万円未満の方 7万2900円
第7段階	本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	8万1000円
第8段階	本人の合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	9万7200円
第9段階	本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	10万6920円
第10段階	本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	11万9880円
第11段階	本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	14万9040円
第12段階	本人の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	16万5240円
第13段階	本人の合計所得金額が1000万円以上の方	18万1440円

**すみだ子育て・子育て応援宣言「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」**

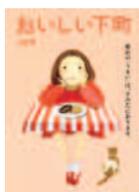
今月から始まった「子ども・子育て支援新制度」の効果的な推進を目的に策定した計画をご覧ください。

【閲覧場所】子育て支援課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階)、子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)ほか  
\*区ホームページでも閲覧可【問合せ】子育て支援課子育て計画担当 ☎5608-6084

**食のまちめぐりブック「おいしい下町」**

区内飲食店23店それぞれの一押しメニューをイラストにして、解説付きで紹介した冊子を無料で配布しています。

【配布場所】産業経済課(区役所14階)、各図書館、冊子掲載の各店ほか【問合せ】産業経済課産業振興担当 ☎5608-6187





**すみだの魅力を再発見!**  
**すみだ地域学セミナー「前期 戦後70年 すみだの歩み」(全5回)**

【申し込み・申し込み】左下表のとおり【定員】200人(抽選)  
 【費用】500円 \*区内在住の勤労学生は400円【申込み】講座名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・ファクス番号・メールアドレスを往復はがき、または、ファクス、Eメールで4月30日(必着)までに、すみだ学習センター事務局(〒131-0032東向島2-38-7) FAX 5247-2007・☎tkg.seminar@sumida-gg.or.jpへ \*すみだ学習センターのホームページから電子申請も可 \*いずれの申込方法も2人分まで申込可 \*各日も手話通訳あり \*抽選結果は5月11日までに返信【問合せ】▼生涯学習課

とき	テーマ	ところ
5月23日	写真で見る東京大空襲	すみだリバーサイドホール2階イベントホール(区役所に併設)
5月30日	東京大空襲 その時何が起こったのか	曳舟文化センター(京島1-38-11)
6月6日	焼け跡から復活した向島百花園	すみだリバーサイドホール2階イベントホール
6月13日	戦後のキラキラ橋商店街	すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)
6月20日	戦後墨田区の形成史	

①いずれも土曜日で、時間は午後2時～3時半(受付は午後1時半～)です。



**ご存知ですか**  
**国民年金の学生納付特例制度**

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生の方には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。なお、過去2年分まで遡って申請できます。詳しくは、お問い合わせください。  
**【問合せ】** 国保年金課国民年金係 ☎5608-6130



**ご利用の際は、ご注意ください**  
**社会福祉会館の臨時休館**

社会福祉会館(東墨田2-7-1)は、区議会議員選挙・区長選挙の投票日に臨時休館します。  
**【休館日】** 4月26日(日)【問合せ】 社会福祉会館 ☎3619-1051



**4月23日は「子ども読書の日」**  
**「子ども読書の日」関連イベント**

【催し名・お・お・お・お・お・お】 左表のとおり【費用】無料【申込み】期間中、直接会場へ

催し名	とき	内容・対象	ところ・問合せ
こども読書の日おはなし会&ミニこうさく会	4月15日(水) 午後3時15分～	【内容】大型絵本などの読み聞かせ、ミニ工作会 【対象】小学生以下	緑図書館(緑2-24-5) ☎3631-4621
こども読書の日おはなし会	4月18日(土) 午後2時～	【内容】手遊び、読み聞かせ、ブックトーク 【対象】3歳～小学校低学年	立花図書館(立花6-8-1-101) ☎3618-2620
としょかんクイズ	4月23日(木)～5月6日(祝)の開館時間中	【内容】図書室の利用に関連した内容のクイズ 【対象】小学生	横川コミュニティ会館図書室(横川5-9-1) ☎5608-4500
ブックビンゴ	4月23日(木)～5月31日(日)の開館時間中	【内容】児童書を使ったブックビンゴ 【対象】小学生以下	八広図書館(八広5-10-1-104) ☎3616-0846
おはなしひろば	4月25日(土) 午前10時半～	【内容】素話、ペープサート、ライブ 【対象】幼児～小学校低学年	

②開館時間の詳細は、各館にお問い合わせください。



**手当額が改定されました**  
**児童扶養手当・特別児童扶養手当等**

消費者物価指数の変動により、今月から、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当等の額が改定されました。

手当の種類	手当月額	問合せ等
児童扶養手当	全部支給 【改定前】4万1020円 【改定後】4万2000円	【次回の振込月】8月【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6160
	一部支給 【改定前】9680円～4万1010円 【改定後】9910円～4万1990円	
	第2子加算 【改定前】5000円 【改定後】5000円	
特別児童扶養手当	1級 【改定前】4万9900円 【改定後】5万1100円	【次回の振込月】5月【問合せ】障害児福祉課障害者給付係 ☎5608-6163
	2級 【改定前】3万3230円 【改定後】3万4030円	
特別障害者手当	【改定前】2万6000円 【改定後】2万6620円	
障害児福祉手当(福祉手当(経過措置分))	【改定前】1万4140円 【改定後】1万4480円	

③児童扶養手当の対象となる方には、変更後の証書をお送りしますので、ご確認ください。



**人の縁が広がる「まちライブラリー」を実施しています**  
**植本祭・まちゆるみ読書会(まちヨミ)**

【とき】4月26日(日)午後1時～4時 \*毎月第4日曜日に開催  
 【場所】ひきふね図書館(京島1-36-5) 【内容】▼植本祭 ※事前に催し名・氏名・電話番号を直接または電話、Eメールで、ひきふね図書館 ☎5655-2350・☎HIKIFUNE@city.sumida.lg.jpへ \*詳細は、申込先で配布中の「図書館ニュース」または、墨田区立図書館のホームページを参照  
 ▼まちヨミ 課題図書・寄贈する本1冊



**子どものよりよい成長を願って**  
**家庭教育学級補助金交付事業**

家庭教育に役立てるため、家庭や子ども等について自主的に学びあう団体が開催する「家庭教育学習会」に対し、必要な経費の一部を助成しています。  
**対象** 区内の保育所や幼稚園、小・中学校の父母の会・PTA、社会教育関係登録団体など【定員】先着15団体程度補助上限額2万9000円【申込み】事前に申込書を直接または郵送で、〒130-8640生涯学習課青少年担当(区役所11階) ☎5608-6311へ \*申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可



**節電にお役立てください**  
**「省エネナビ」の無料貸出し**

ご家庭の電気使用量を簡単に確認できる機器「省エネナビ」を、無料で貸し出します。  
**貸し出し期間** 5月～7月の3か月間【対象】区内のご家庭 \*小規模事業所などでも設置できる場合あり \*設置には約1時間かかり、立会いが必要【定員】先着20世帯【申込み】4月13日午前9時から事業名・住所・氏名・電話番号を電話またはEメールで環境保全課環境管理担当 ☎5608-9207・☎KAN KYOU@city.sumida.lg.jpへ